

## 館山市・南房総市トライアルステイ業務委託仕様書

本仕様書は、館山市が南房総市と連携して実施する「館山市・南房総市トライアルステイ業務」（以下、「本業務」という。）の委託契約候補者を公募するに当たり、必要とする基本的事項について定めるものである。

### 1. 業務名

館山市・南房総市トライアルステイ業務委託

### 2. 業務の目的

「館山市・南房総市定住自立圈構想」に基づき、千葉県最南端エリアならではの優位性や特長を活かし、両市への本格的な移住等に向けたステップとして、観光とは異なる視点に立ち、体験を含めたトライアルステイプログラムを提供することにより、地域への理解醸成を図るとともに、移住定住・就業促進に繋げることを目的とする。

また、両市をフィールドに実施することにより、各市単独で実施する以上の相乗効果を発揮させ、移住希望者の選択肢を増やし、移住者の受入環境の充実を図る。

加えて、トライアルステイ利用者（以下、「利用者」という。）へのアンケート調査を行い、本業務で実施するトライアルステイが、今後、両市の強みとして自走化していくための仕組みやプログラムの構築を目指していく。

### 3. 業務期間

契約締結の日から令和7年3月28日（金）まで

### 4 トライアルステイ利用対象者

本業務では、過去に実施した類似のトライアルステイを利用した者は対象外とし、子育て世代を中心とした次の者を対象者とする。

- (1) 両市への移住や二地域居住を検討している安房地域以外の者（個人、家族）
- (2) 地方での暮らしやビジネスを検討している安房地域以外の者（個人、家族）

### 5. 業務内容

本業務の受託者は、次に掲げる業務を実施すること。

- (1) トライアルステイ滞在施設の施設管理者との調整業務

- ・ 両市の地域性、現地の暮らしをイメージできることを考慮しつつ、利用者の希望を踏まえた滞在施設の調整を行う。

## (2) プログラムの提供業務

トライアルステイプログラムの提供に当たり、次に掲げる業務を行うこと。

### ① 利用者の募集・選考

- 以下の各事項に留意して行うこと。

ア トライアルステイの実施期間は、原則として2泊3日以上とする。

イ 利用者は8組以上とし、募集・選考を行う。

この場合において、「4 トライアルステイ利用対象者」のどちらか一方のみの募集・選考となっても差し支えない。

ウ 利用者の居住地から現地までの交通費及び滞在期間中の食費は利用者の負担とし、滞在期間中の宿泊費、交通費及び体験プログラムへの参加費の一部も利用者の負担とする。

エ 必要に応じて利用者の希望を踏まえた滞在日程の調整を行う。

### ② 滞在プランの提案及び調整業務

- 利用者に対して、滞在期間中の生活や体験プログラムに関する事前ヒアリングを実施する。

#### ※体験プログラムの例

両市内で行なわれる地域イベント、コミュニティ活動、職場見学、就業体験、農作業体験、テレワーク体験

- 事前ヒアリングの結果を基に、両市での生活に必要な情報提供や、滞在プランの提案を行う。
- 必要に応じて体験先へのアポイントメントの調整に係る支援を行う。

### ③ 利用者滞在中の体験プログラムの提供業務

- 両市の移住相談窓口と調整を行い、より地域に密着した体験や経験ができるようなプログラムを提供する。
- 利用者が体験プログラムに参加するに当たり、必要に応じて移動等の支援を行う。
- 利用者への滞在支援として、滞在期間中の宿泊費、交通費及び体験プログラムへの参加費の一部を委託料から負担する。なお、負担額は、利用者1名につき、1泊当たり最低5,000円（ただし、12歳以下の場合は1泊当たり最低3,000円）とし、必要に応じて滞在施設の管理者や体験プログラムの受入先（地域事業者、施設管理者等）と協議するものとする。
- 体験プログラムの協力者への謝金が必要な場合は、受託者が委託料から負担する。

### ④ 効果検証及びフォローアップ業務

- 利用者に対し、アンケート調査を行い、トライアルステイに参加した感想や移住を決めるうえで重要視する事柄等について確認する。

- ・ アンケート調査の結果を踏まえ、トライアルステイが、今後、両市の強みとして自走化していくための仕組みやプログラムを検討する。
- ・ 本業務の終了から半年後を目途に、両市の移住相談窓口あてに移住検討状況について報告するよう利用者に依頼する。
- ・ 本業務終了後も含め、利用者から両市への移住や二拠点居住の希望の相談を受けた場合、両市の移住相談窓口にその旨を報告する。

### (3) 広報及び情報発信業務

- ・ 本業務が円滑かつ効果的に実施できるよう、トライアルステイの実施及び利用者の募集に係る広報・情報発信を行う。
- ・ 利用者の了承を得たうえで、体験プログラムに参加する様子の写真撮影等を行う。
- ・ 取組の成果についても可能な範囲で広報・情報発信を行う。

## 6. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

なお、電子データについても、完成原稿（P D F 等）の他、編集が可能なデータ形式（ワード、エクセル、パワーポイント等）で併せて提出すること。

### ① 業務実績報告書 2部（A 4 版）

※アンケート調査結果を含む。

### ② 来年度以降のトライアルステイの自走化に向けた提案書 2部（A 4 版）

※様式は任意。両市の強みとなる体験プログラム、仕組み、実施体制等。

### ③ 収支報告書

### ④ その他業務で作成した資料

## 7. 納品場所・期限

場所：館山市経済観光部雇用商工課（住所：館山市館山1 5 6 4 – 1）

期限：令和7年3月28日（金）

## 8. 留意事項

### (1) 一般事項

- ・ 業務の遂行状況について隨時報告を行うこと。
- ・ 業務を遂行する上で必要な資料・物品は、受託者において入手するほか、必要に応じて隨時貸与する。貸与した資料の複製の可否、返却等については、両市からの指示に従うこと。
- ・ 委託業務期間は基より委託業務期間終了後においても、本業務遂行中に知り得た情報

及び内容全般について、両市の許可なく他に利用し、提供してはならない。

- ・個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法に則り、その内容の保護に努めなければならない。

#### (2) 業務体制

- ・あらかじめ両市と調整したスケジュールで行うこと。
- ・両市担当者と協議を行うこと。
- ・両市からの指示を受ける窓口として、業務を総括する責任者を配置し、両市や関係者と円滑な進行管理や意思疎通に努めること。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等により、業務の実施が困難な場合には、両市と協議の上、業務内容の変更に柔軟に対応すること。

#### (3) その他

- ・事前打合せや現地確認を行い、危険が無いこと及び安全対策の内容を確認し、利用者及び関係者の安全確保を徹底すること。
- ・万が一の事故等に備え、利用者を補償するための保険に加入すること。
- ・利用者に対し、撮影した写真等は WEB サイト及びその他広報資料等において使用する旨を伝え、予め承諾を得ておくこと。

### 9. 協議

この仕様書について、疑義が生じた場合、又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、両市と協議すること。

#### 連絡先

館山市経済観光部雇用商工課 雇用定住係

0470-22-3136

南房総市総務部企画財政課 地域振興係

0470-33-1001